

緑化・環境 CPD 会員規則

平成 20 年 9 月 20 日 制定

(目的)

第1条 この規則は、緑化・環境 CPD 協議会会則第5条に定める「緑化・環境 CPD 会員」について必要な事項を定める。

(会員の定義)

第2条 「緑化・環境 CPD 会員(以下 CPD 会員と称す)」とは、緑化・環境 CPD 制度の趣旨を理解し、技術力の向上を目指す緑化・環境系技術者等で、所定の手続きを経たものを言う。

(会員の種別)

第3条 CPD 会員の種別は以下の通りとする。

- 一. CPD 会員1:緑化・環境 CPD 協議会に加入する団体から申請があった当該団体の個人会員
- 二. CPD 会員2:緑化・環境 CPD 協議会に加入する団体に所属する者、同団体の法人会員等に所属する者及び当該団体が認定した資格保持者
- 三. CPD 会員3:上記のいずれにも該当しない緑化・環境系技術者

(会員登録)

第4条 会員となるには、所定の入会申し込み手続きを経た後、別に指定する方法で会員登録しなければならない。

- 2 前条第一号に該当する者は、構成団体からの申請に基づき会員登録を行うため、入会申し込み手続きを免除する。

(会費等)

第5条 会員は、その種別に従い、次の入会金、年会費を納めなければならない。

種別	入会金	年会費	備考
CPD 会員1	(1000)	1000	加入団体が納める。 入会金は新規加入団体に適用する。
CPD 会員2	1000	1000	加入団体が取りまとめ納める。
CPD 会員3	1500	2000	個人が納める。

- 2 会員は、毎年4月末までに年会費を納入しなければならない。

(緑化・環境 CPD 記録登録証明書の発行)

第6条 会員は、緑化・環境 CPD 記録登録証明書の発行を申請することができる。

- 2 申請費用は、1年度分に付き1通1,000円を納入しなければならない。ただし、証明年度分の会費が未納の場合には、証明書を発行することはできない。
- 3 既納の会費等は、いかなる理由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第7条 会員は、次の理由によって、その資格を喪失する。

- 一. 退会、加入団体からの退会
- 二. 成年被後見人または被保証人の審判
- 三. 死亡、失踪宣言
- 四. 除名

(退会)

第8条 CPD 会員1及び2の会員は、加入団体退会を持って退会とする。加入団体は速やかに退会者の報告を行わなければならない。

- 2 CPD 会員3の会員で退会しようという者は、理由を付して会長に退会届けを提出しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次の号に該当する場合は、理事会の議決により除名することができる。

- 一. 会費を2年以上滞納した場合
- 二. 緑化・環境 CPD 制度の名誉を傷つけ、または目的に反する行為があったとき。ただし、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(異動届)

第10条 会員は、現住所その他の登録事項に異動があった場合は、速やかにその旨を事務局に届け出なければならない。

(規則の変更)

第11条 本規則の変更、本規則に定めない事項、疑義が生じた事項については、理事会において審議、決定し加入団体、会員に報告する。

付則 この規則は、制定した日から施行する。

- 2 緑化・環境 CPD 協議会が継承するこの規則の施行日以前の緑化工学会 CPD の記録に係わる業務については、さかのぼっての会費請求は行わない。
- 3 緑化工学会会員の年会費については、当面の間、第5条の表によらず、加入団体の協議により別に決定する。